

本校生徒としての心得

本校生徒として教育方針を十分理解し、自己の言動に責任をもって、自主的・意欲的に学校生活を送るよう努力してください。また、他者に対する礼や明るい挨拶を忘れず、人格尊重、尊敬と理解に基づいて一人ひとりが協力をし、人を思いやる豊かな心をもって、規律ある楽しく豊かな高校生活を実現しましょう。

1 学習について

- ① 余裕を持って登校し、授業にのぞみ、授業が終わったら速やかに下校してください。
- ② 教室移動は速やかに行い、チャイムが鳴るまでに着席し、授業の準備をしてください。
- ③ 授業は真面目に受け、他人の迷惑になるような行為はしないでください。
- ④ 授業に不要な物は校内に持ち込まないようにしてください。
- ⑤ 教科書を中心に基礎・基本を大切にして学習し、ノートを作成したり、自分の学力に応じた参考書を利用するなど工夫して学習してください。
- ⑥ 質問等がある場合は気軽に職員室を訪ねてください。
- ⑦ 机上是常に整頓し、定められた席に着席してください。
- ⑧ 授業変更や連絡事項、その他の情報は、職員室前ホワイトボードや黒板に示されるので、登下校時等に必ず確認してください。
- ⑨ 空き時間は、図書館を利用するなど有効に過ごしてください。なお、廊下を歩いたり、教室に立ち入ったりして、授業の邪魔になることは絶対にしないようにしてください。

2 定期考査について

- ① 考査の時間割は考査の1週間前に発表します。事前に学習計画をしっかりと立て、十分に学習して考査にのぞんでください。
- ② 考査前に示される諸注意をよく読んでから、考査にのぞんでください。
- ③ 考査の時間割発表日から考査終了日まで、職員室等への無断入室はできません。用事のある人は、入口で最寄りの先生に申し出て指示を受けてください。

3 特別活動等について

特別活動には、ホームルーム活動、学校行事及び生徒会活動があります。集団生活や社会的規範等について、体験的に学べる機会です。積極的に参加し、高校生活を有意義なものにしてください。なお、特別活動の成果は、卒業に必要な条件の一つです。

- ① 学校の基本的集団はホームルームです。それぞれのホームルームに担任がつき、SHR、LHR、ガイダンス等を行います。SHRは、クラスの仲間や担任と毎日顔を合わせ、基本的な生活習慣等を身につける場でもあります。
- ② 学校行事は、社会性、公共心を養う機会にもなります。授業と同じように大事なものと考えて、参加してください。
- ③ 生徒会活動は、学校生活の充実と向上を図る活動を行います。積極的な参加、協力をしてください。

4 欠席・遅刻・早退・外出について

- ① 遅刻・欠席をせず、規則正しく自主的な生活習慣を確立しましょう。
- ② 欠席・忌引き等をする場合は、事前に必ず担任に連絡し、所定の手続きを行ってください。学校への連絡は、午前8時30分以降にしてください。
- ③ 忌引きによる休暇期間は次の通りです。

・父母	7日
・祖父母および兄弟姉妹	3日
・伯叔父母	1日
- ④ 次の場合は公欠としますので、所定の手続きを行ってください。
 - ・高体連、高文連及びこれらに準ずる団体の主催する対外活動に学校を代表して参加した場合
 - ・その他校長が妥当と認め許可した場合
- ⑤ 学校感染症にかかった場合は出席停止となりますので、所定の手続きを行ってください。
- ⑥ 遅刻をした場合は、職員室で遅刻届に理由を記入し、認印をもらったのち授業にでてください。また、早退の必要が生じた場合は、職員室で認印をもらい、所定の手続きを行ってください。
- ⑦ 原則として、所属部時間内の外出はしてはいけません。

5 ガイダンスについて

生徒の個性を伸長させるため個別指導を重視しています。進路や履修科目の選択の仕方、学校生活等について積極的に先生に相談してください。何事も主体的に行動しましょう。

6 教育相談・保健室の利用について

- ① 学校でケガをしたり、体調が悪くなったりした場合は救急の処置をしますので、保健室を遠慮せずに利用してください。

投薬は医療行為にあたるので、保健室では原則として薬を渡すことはできません。
- ② 心身や健康についてなど、悩みや疑問があれば教育相談室を利用してください。
- ③ その他、悩みや不安など困ったことがあれば教育相談担当をはじめ、担任の先生などに気軽に相談してください。

7 通学方法について

- ① 通学には、徒歩、自転車、または公共交通機関を利用してください。

バイク・自動車は原則として認めていません。
- ② 自転車通学希望者は、生徒指導部で許可を受け学校に登録して、通学に使用する自転車に本校の自転車シールを貼ってください。
- ③ 通学用自転車はすべて指定された駐輪場へ置き、鍵（2個）をかけてください。

8 二輪車免許取得について

二輪運転免許取得は、原則として禁止します。ただし、次のいずれかに該当し、かつ保護者より願い出のあった生徒に対しては、審議のうえ、原動機付自転車（50cc以下）の免許取得を

許可します。

- (イ) 鉄道、バスなどの公共交通機関及び自転車の利用が不可能な地域からの通学などで、校長が特にやむを得ない事情があると認める場合
- (ロ) その他校長が特に必要と認める場合

9 自動車免許証等の取得について

卒業年次生および満18歳に達した次の4月2日以降、校長の許可を得て認めることとしています。

なお、その他校長が特に必要と認める場合は、許可します。

10 その他の学校生活について

- ① 学校は集団生活を通して、人格形成をはかる場であることを自覚してください。
自他の人権と人格を尊重した言動や態度を心掛けてください。また、皆が安心して学校生活を送れるよう行動し、トラブルが起きないように心掛けてください。
- ② 服装は清楚なものを正しく着用しましょう。また、犯罪を誘発したり、健康を害するような服装、頭髪等にならないように心がけてください。
- ③ 校舎・施設の使用については、落書き、ゴミの放置等をしないようにしてください。
常に整理整頓に心掛け、清掃、美化に努め、公共物を大切にしてください。万一破損した場合は担任に届け、指示を受けてください。
- ④ 校内では通学時に使用する靴を使用してください。ただし、緊急避難時、速やかに行動が出来る靴を使用してください。(ハイヒール等の行動しづらい靴は使用しない)
体育館内は指定の体育館シューズを使用してください。
カーペット敷きの特別教室への入室は靴を脱いでください。また、保健室へ入室する際は備えつけの上履きを使用してください。
- ⑤ 体育の授業及び実習時の服装は、所定のものを着用してください。
- ⑥ 昼食・飲食は決められた場所(談話室・教室)を利用してください。
- ⑦ 授業中は、携帯電話・スマートフォン等の電源を off にして、カバンにしまってください。校外からの呼び出し電話は、保護者からの緊急の用件以外は原則として取りつぎません。
- ⑧ 日頃から健康保持に留意し、生命を尊重し、その安全に努めてください。学校で心身の状態に異常が生じたら保健室で指示を受けてください。
- ⑨ 貴重品の管理は個人で責任を持って行ってください。体育の授業時は備え付けの貴重品ロッカーを使用してください。ロッカーの個数に不足がある場合は授業担当者の指示を受けてください。また、現金・物品の紛失、拾得はただちに生徒指導部まで届けてください。
個人用ロッカーは施錠し、責任をもって管理してください。
- ⑩ 交通法規を厳守し、交通安全に留意してください。交通事故にあったときは加害者、被害者に係わらず生徒指導部へ報告してください。
- ⑪ 生徒間での金品の徴収(カンパ行為等)、物品販売、賭事等はしてはいけません。
- ⑫ 校内の危険箇所には立ち入らないでください。
- ⑬ 外部者等を学校内や学校周辺に招じてはいけません。

- ⑭ 青少年健全育成条例による禁止場所や盛り場へ出入りしてはいけません。
- ⑮ 登下校中等に事故・災害・急病・暴力行為にあった場合は、最寄りの人に保護を求め、適切な方法で保護者と学校に連絡を取ってください。
- ⑯ 生徒証明書は常に携帯し、他人に貸与したり、譲渡したりしないでください。
- ⑰ 職員室の電話は、次の時間帯が自動音声となります。
- ・平日授業日：21時30分～翌朝8時30分
 - ・長期休業期間：17時～翌朝8時30分
 - ・週休日等休日：終日
- 夜間・休日等の緊急連絡は、052-982-9350 緊急連絡は、生命や身体の危機に関わる事案等に限りです。
- ⑱ 就労を希望する際は、保護者並びに就業先の承諾を得て、担任に届け出て、校長の許可を取ってください。ただし、成人（20歳以上の者）は、保護者の承諾は不要です。
- ⑲ 就労先は、高校生としてふさわしいものでないといけません。法律、条例、公序良俗等に反する就労は禁止します。たとえば、20歳未満の生徒の主としてアルコールを提供する店での就労や、18歳未満の生徒の午後10時以降の就労は禁止です。
- ⑳ 就労する際は、次のことに努めてください。
- ・本校の生徒としての品位と自覚と責任を持って従事すること。
 - ・就労中およびその通勤時に事故があった場合、ただちに学校に報告すること。
 - ・就労する際は、保護者に、就労場所と時間を知らせておくこと。ただし、成人を除く。
- ㉑ 各届出、願出事項については担当部署の許可を受けてください。
- ㉒ 満18歳以上の選挙権を有する者は、選挙運動と政治活動について、次のことを厳守してください。なお、選挙運動と政治活動とは、公職選挙法の規定をふまえて、次の行為とします。
- ・**選挙運動**：特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的として、投票を得又は得させるために直接又は間接に必要なかつ有利な行為。
 - ・**政治活動**：政治上の主義もしくは施策を推進し、支持し、もしくはこれに反対し、又は公職の候補者を推薦し、支持し、もしくはこれに反対することを目的として行う直接間接の一切の行為から、選挙運動にわたる行為（前述の行為）を除いた一切の行為。
- ・満18歳未満の人は、校内外にかかわらず、選挙運動を行うことができません。また、満18歳以上の人であっても、選挙運動は、選挙ごとに決められた選挙運動期間内にしか行うことができません。
 - ・校内でチラシを配布したり、ポスターを貼ったりすることはできません。また、集会等の理由で、教室等の学校施設を使用することもできません。学校外であっても、学業に支障をきたす政治活動は行うことができません。なお、政治活動を行うにあたっては、必ず事前に学校にその内容等を知らせるようにしてください。
 - ・公職選挙法では、選挙運動や政治活動について様々な制限に関する規定があり、違反した場合、罰則等も定められています。ルールに従い適切な行動をとるよう心がけてください。また、わからないこと等があれば、担任の先生等に相談してください。
- ㉓ 次のような行為は厳禁し、違反者には教育的な指導措置、または学校教育法等に基づく懲戒を行います。

- ・恐喝、けんか、いじめ、暴力行為及びそれにつながる行為
- ・窃盗、占有離脱物横領、万引き、脅迫的言動
- ・不正乗車、通学用車の違反行為
- ・未成年者の喫煙（同席、所持行為を含む）
- ・無免許運転
- ・無許可の自転車・原付・自動車通学
- ・無許可の就労
- ・考査時の不正類似行為
- ・校舎、備品の故意の破損
- ・怠学、授業の妨害・迷惑行為とみなされる行動
- ・頭髮の染色、脱色、加工
- ・学校の指導に従わない行為
- ・その他、生徒としてしてはならない行為

11 諸願届一覧

① 届出

- ・欠席届 → 担任（欠席が長期に及ぶ場合は証明書を添える）
- ・忌引届 → 担任
- ・進路関係の出停届と公欠届 → 担任 → 進路指導部
- ・学校感染症等の出停届 → 保健部 → 担任
- ・住所等の異動 → 担任 → 事務室
（名前・住所変更等、7日以内に届出を済ませること）
- ・遅刻（職員室で用紙記入） → 教科担当
- ・早退届（職員室で用紙記入）
- ・被害、交通事故、紛失物、拾得物、就労届 → 担任 → 生徒指導部
- ・物品破損 → 担任 → 事務室
- ・非常災害 → 担任

② 願出

- ・休学、転学、退学願 → 担任 → 教務部
- ・復学、復校願 → 担任 → 教務部
- ・部、同好会結成願 → 生徒指導部
- ・通学用車使用許可願、運転免許取得同意願 → 担任 → 生徒指導部
- ・自転車通学許可願 → 担任 → 生徒指導部

12 図書館の使用規定について

① 開館時間について

- ・10時30分から19時00分までです。
- ・土曜日、日曜日や祝日等の休日は休館します。
- ・夏休み等の長期休業中の開館日や開館時間は別に定めます。

② 館内利用について

- ・自由に書架から取り出して読むことができます。
- ・飲食や携帯電話・スマートフォンでの通話はできません。
- ・みんなが心地よく利用できるように一人ひとりがマナーを守ってください。

③ 館外貸出について

- ・本を借りるときはカウンターで貸出手続きをしてください。
- ・貸出期間は1週間、10冊まで借りることができます。
- ・雑誌の最新号は貸出できません。
- ・本を返すときはカウンターの係に渡すか、入口の「本の返却ポスト」に入れてください。